



(注)

1 下記の左欄に掲げる事項に該当した場合は、それぞれ下記の届出をすべき者が30日以内に許可を受けた行政庁に廃業届を届け出なければなりません。

廃業等の届出事項	届出をすべき者	添付書類
1. 許可を受けた個人の事業主が死亡したとき	その相続人	①事業主と相続人の関係が確認できる書類 ②相続人の印鑑証明書
2. 法人が合併により消滅したとき	その役員であった者	①履歴事項全部証明書 ②届出を行う者の印鑑証明書
3. 法人が破産手続開始の決定により解散したとき	その破産管財人	裁判所発行の「破産管財人及び印鑑証明書」など破産管財人であることを証する書類
4. 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき	その清算人	①履歴事項全部証明書 ②法務局発行の清算人の印鑑証明書
5. 許可を受けた建設業の全部又はその一部を廃止したとき	法人であるときはその役員、個人であるときはその者	①履歴事項全部証明書（届出済の代表取締役が届出を行う場合は不要） ②印鑑証明書（申請時に使用している印鑑と同じ場合は不要）

2 個人の事業主変更があり新しい事業主が新規申請する場合、又は個人事業から法人化し、法人として新規申請する場合は、従前の個人の許可の廃業届を併せて提出してください。

3 特定建設業の許可を一般建設業の許可にしようとする場合は、その業種の廃業届を提出してください。

4 一部廃業により、専任技術者を削除しようとする場合は、届出書（様式第二十二号の三、P74参照）を併せて、提出してください。

5 [5][5]の「許可番号」の欄における「<sup>大臣</sup>知事コード」については、P23の表6を参照してください。